

# 令和元年度 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

(週休2日・現場閉所の試行工事の運用について)

## 令和元年度

令和元年7月8日以降入札手続き(公告)開始工事

### 定義 週休2日・現場閉所工事の試行

#### □ 週休2日の実施とは・・・

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### ○ 発注者指定方式

発注者が、週休2日(4週8休以上)に取り組むことを指定する方式

#### ○ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

#### □ 発注・実施目標

本官工事は、発注者指定方式を基本

分任官工事でも、全国企業が参加する工事等※<sup>1</sup>は原則発注者指定方式で実施。

また、発注者指定方式は原則「重点モデル工事※<sup>2</sup>」として実施。

上記以外は受注者希望方式を基本として実施。

※1:①一般土木B、舗装A、鋼橋上部A、PC等の全国企業が参加する工事

②地元企業向けで適性工期が確実に確保できる工事

※2:重点モデル工事とは、契約後に事務所にて「重点モデル工事プロジェクト」を設置し、週休2日(4週8休以上)の実施にあたって工程に支障となる案件の解決に向けて、発注者が積極的に支援を行う工事

令和元年度は、「発注者指定方式」、「受注者希望方式」あわせて、**実施目標を50%以上として設定。**  
また、受注者希望方式「重点モデル工事」を**35件を目標**に選定する。

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## その他定義

### ○ 対象工事について

平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事。但し、以下の工事は除く

- 「契約工期が6ヶ月(180日)未満の工事」
- 「全体工期のうち現場施工が3ヶ月(約90日)未満の工事(工場製作期間等が工期の大半を占める工事)」
- 「路面維持工事など指定工種を含む維持工事」
- 「社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事」
- 「工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事」
- 「緊急対応作業が含まれる標準的な作業でない工事」
- 「平成30年3月31日までに入札手続を行った工事」

### ○ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、**受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。**

### ○ 現場閉所

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(現場作業としてあつかわない例)

巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応、災害対応など監督職員が認めたもの 等々

### ○ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率※」という)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※ 現場閉所率(%) = 現場閉所日 / 対象期間

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 令和元年度

平成30年4月1日以降入札手続き(公告)開始工事

### 積算

週休2日・現場閉所工事の試行

平成30年度から変更なし

### ○週休2日制に取り組む際の必要経費の計上（補正係数）

週休2日(4週8休以上)の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

項目	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

- ①. **4週8休以上**：  
現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上
- ②. **4週7休以上4週8休未満**：  
現場閉所率が、25.0% (7日/28日)以上、28.5%未満
- ③. **4週6休以上4週7休未満**：  
現場閉所率が、21.4% (6日/28日)以上、25.0%未満

※ 赤字記載項目は、平成30年度新規追加、設定項目

### ○補正方法

■発注者指定方式： 当初予定価格に、①. **4週8休以上**達成を前提とした補正係数により**各経費等に計上済み**。



①. **4週8休に満たない場合は減額変更**。

■受注者希望方式： 当初計上しない。



①. **4週8休以上**、②. **4週7休以上4週8休未満**、③. **4週6休以上4週7休未満**の達成状況確認後に、各経費を補正し変更する。

## 確認

平成30年度から変更なし

### ○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

工期内において、現場閉所日数を確認できる資料(エクセル表等)で確認する。受注業者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間より現場閉所率を算出する。

#### 【現場閉所】

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。(雨天や天候による閉所も含まれる。)

#### 〔参考例〕

工期:273日(夏季休暇3日、年末年始6日含む)

- 工期内の対象期間における、現場閉所日数を確認。  
 対象期間:工期【273日】－工事着手前の日数【10日】－夏季休暇【3日】－年末年始等【6日】＝254日

算定例1:現場閉所日【80日】の場合＝80日／254日  
 31.4% ≥ 28.5% ∴ 4週8休以上

算定例2:現場閉所日【69日】の場合＝69日／254日  
 27.1% ≤ 28.5% ≤ 25.0% ∴ 4週7休

算定例3:現場閉所日【54日】の場合＝54日／273日  
 19.7% < 21.4% ∴ 4週6休未満(補正なし)

※現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

確認イメージ例(一部)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
		工事着手日				現場閉所
8	9	10	11	12	13	14
現場閉所	現場閉所					現場閉所
15	16	17	18	19	20	21
<del>現場閉所</del>	変更 →	現場閉所日	現場閉所日	← 変更		<del>現場閉所</del>
22	23	24	25	26	27	28
現場閉所	現場閉所					現場閉所
29	30	31				
現場閉所		工事完了日				

※ 黒字は計画、赤字は変更箇所

## 成績(土木工事成績評定)

「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取り扱いについて」(平成30年4月25日付企画部技術調整管理官)による。

## 発注者指定方式

工事完成時に現場閉所による週休2日(4週8休)が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ「考査項目別運用表 別紙-2④. 7法令遵守等 8. その他」において減ずる措置を行う。

## 受注者希望方式

工事完成時に現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たない場合においても、減点評価は行わない。

# 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

## 工期変更等調整会議の設置【新規】

- 週休2日の取組について、「設計変更協議会」の活用もしくは同メンバーにより、週休2日達成に向けて、積極的に取り組むための体制を平成30年度より構築済み。
- 今後、更なる取り組みの充実を図ることを目的とし、受注者から工期延期等申し出があった場合には、初回から事務所幹部が入った「工期変更等調整会議」の設置を行い、受注者から直接事務所幹部に協議出来る体制を構築し、迅速な意思決定を行うものとする。

### 「重点モデル工事プロジェクト」(案)

#### 【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

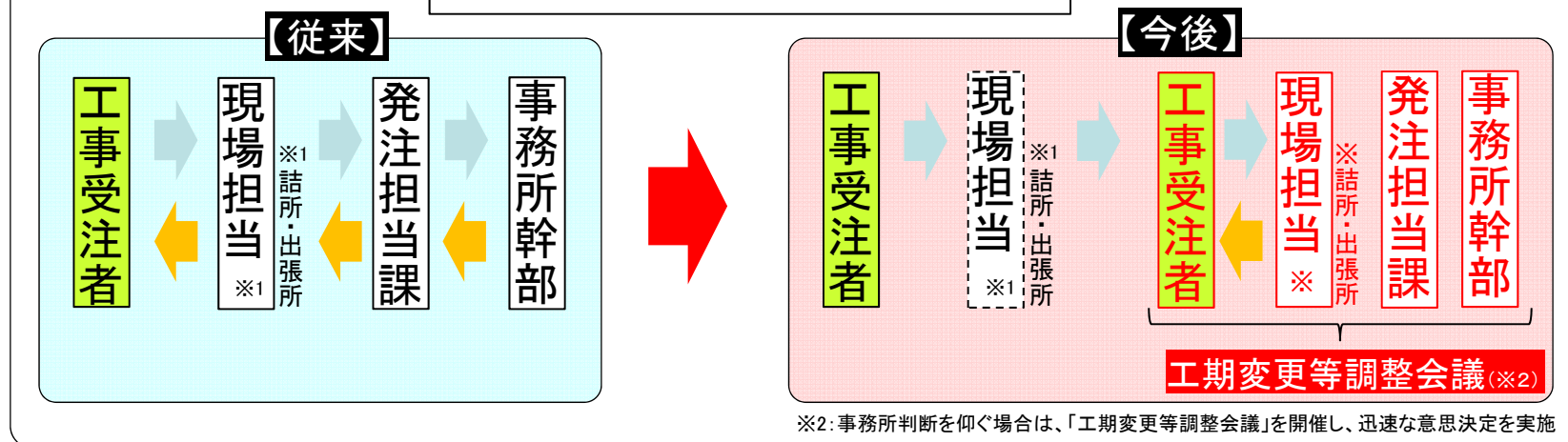
#### 【開催頻度】

- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- **工期変更の必要が生じた場合**

#### 【取組内容】

- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**

### <工期変更における情報の流れ>



## 週休2日履行証明書交付の取り組み【新規】

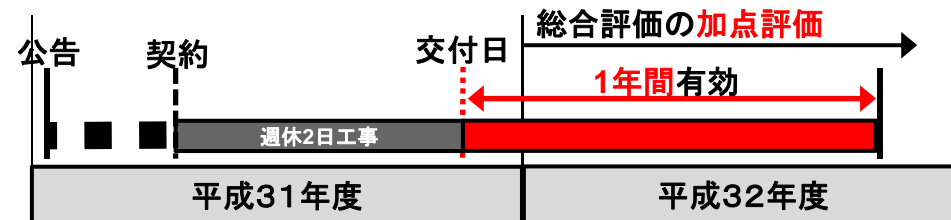
- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「履行証明書」を交付【平成31年4月1日以降に公告した工事を対象】
- 令和2年度の総合評価から、「履行証明書」を提出された企業の加点評価を行う

### 交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
  - 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
- ※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、証明書を交付

### 週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、**交付日から1年間有効**。
- 令和2年度の総合評価から、**全ての工事の加点評価を実施**。



### <証明書>

(別紙2)

国 道 第○○第○○号  
平成○○年○○月○○日  
管理番号 00-00-週休3000

株式会社 ○○  
○○ ○○ 殿

国土交通省 四国地方整備局長 印  
または、  
国土交通省 四国地方整備局  
○○河川国道事務所長 印

週 休 2 日 履 行 証 明 書

当事務所発注の下記工事について、週休2日の履行を証明する。

工 事 名：平成○○年度 ○○地区道路改良工事  
工 期：平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日  
発 注 日：平成○○年○○月○○日  
受 注 者：株式会社○○  
(建設業許可番号○○-○○○○○○)

週休2日の履行：4週○休  
証明書有効期限：交付日から平成○○年○○月○○日まで

達成状況を記載

### 総合評価

### ◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	5
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	10
	作業船	AS舗装施工体制	5
		工事で使用する作業船の保有	5
	ICT技術の活用	環境負荷の低い作業船の使用	5
		ICT技術の全面的活用	5
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	5
	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
技能者等の活用	登録基幹技術者の活用	5	
	特殊技術者の活用	5	

### 【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価

- ・ 4週8休以上  
加点評価 **3点**
- ・ 4週7休以上、4週8休未満  
加点評価 **2点**
- ・ 4週6休以上、4週7休未満  
加点評価 **1点**



## 週休2日交替制モデル工事の試行【新規】

○建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みとして試行

### 対象工事

- 維持工事（土日・祝日等の休日に作業が必要となる通年維持工事）  
※契約済みの維持工事（複数年維持含む）も対象とすることができる
- 災害復旧工事（社会的要請により休日確保が困難な工事）
- 四国地方整備局管内では令和元年度4件の維持管理工事に試行を実施

### 積算方法（補正係数）

#### ■平均休日率

- ・対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出  
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
- ・全対象者の「休日日数の割合」を平均化

休日率の算出例

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請け）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請け）	××	100	25	25.0%	

28.5%以上のため  
4週8休以上  
を達成

■補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する。

※対象となる技術者及び技能労働者は、対象工事に1ヶ月以上従事する者とする。

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05